

大学教育における 合理的配慮のコモディティ化に関する考察 —広島大学の事例から—

山本 幹雄¹⁾, 坂本 晶子¹⁾, 山崎 恵里¹⁾
大高下さゆり¹⁾, 佐野 (藤田) 眞理子^{1, 2)}, 吉原 正治⁴⁾

キーワード: 障害学生, 合理的配慮, 高等教育

Commoditization of reasonable accommodations for students with disabilities in higher education

Mikio YAMAMOTO¹⁾, Akiko SAKAMOTO¹⁾, Eri YAMASAKI¹⁾
Sayuri OOKOUGE¹⁾, Mariko SANO (FUJITA)^{1, 2)}, Masaharu YOSHIHARA³⁾

Key words: students with disability, reasonable accommodation, higher education

I. はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」（以下、障害者差別解消法）の施行により、大学教育においても、障害者に対する合理的配慮の在り方が注目されている。

障害者差別解消法が定める障害者は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者（難病に起因する障害を含む。）であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であるが、政府は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針¹⁾」（以下、基本方針）において、「法

が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。」としており、合理的配慮の対象者及びその内容の境界は、現時点では不明瞭であり広範に及ぶ可能性がある。

日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書²⁾」（以下、実態調査）によれば大学における障害学生の在籍数は、全学生数の0.83%（24,666人）、支援障害学生の在籍数は0.43%（12,761人）であり、障害学生支援率（支援障害学生数／障害学生の在籍数×100%）は51.7%である。障害学生、支援障害学生の在籍数は調査開始以来10年以上にわたって年々増加しており、この傾向は今後も続くものと考えられる。なお実態調査では、「障害学生」を「身体障害者

1) 広島大学アクセシビリティセンター
2) 広島大学総合科学研究科
3) 広島大学保健管理センター

1) Accessibility Center, Hiroshima University
2) Graduate School of Integrated Arts and Science,
Hiroshima University
3) Health Service Center, Hiroshima University

手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生」, 「支援障害学生」を「学校に支援の申し出があり, それに対して学校が何らかの支援を行なっている障害学生」と定義している。

政府の基本方針¹⁾では, 「障害者の権利利益を侵害することとならないよう, 障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり, その実施に伴う負担が過重でないものである。」「合理的配慮は, 行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし, 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること, 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること, 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。」としている。

質的・量的に拡大していく合理的配慮の需要に対して, 過重な負担なく, 大学教育が対応していくためには, 個別の事案における建設的対話を前提とした対症療法的な対応には限界があり, 多様な学生の修学及び広範に及ぶ社会的障壁の除去をあらかじめ想定して, 事務・事業を展開していく「大学教育のユニバーサルデザイン化」を押し進めていくことが望ましい。

大学教育のユニバーサルデザイン化には, 「大学教育における同等の機会の提供」とは何を意味するか? という本質的な命題を含めて, 大学教育の目的・内容・機能と深くかかわる内容である。したがって具体的な大学教育を企画・実施する担当者の関与が必要になる。

広島大学では, 建設的対話を前提とした支援制度の限界及び, 各教育機関が個別に支援体制を構築することが非合理的な支援システムとなりつつあることを背景として, 「誰でも」「いつでも」「どこでも」実施可能な合理的配慮の領域(汎用領域)を拡大し, 合理的配慮の実施障壁(負担や技術的制約等)を極小化する「合理的配慮のコモディティ化(汎化)」の取組を進めている。

本稿では, 政府の基本方針に基づき合理的配慮

の定式化を試みるとともに, 実態調査及び広島大学における合理的配慮の検討事例を基に潜在的な合理的配慮需要の試算を行い, 大学教育における合理的配慮のコモディティ化の可能性について考える。

II. 合理的配慮とコモディティ化

ここでは, 合理的配慮について定性的な議論を行うための定式化を試み³⁾, 合理的配慮の構造とコモディティ化の影響について言及する。

障害者差別解消法が定める障害者は①心身の機能の障害があること②継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあることを必要条件とし, ②の相当な制限の原因が①及び③社会的障壁にあることを前提としている。ここで, 心身の機能の障害を x , 社会的障壁を S , 日常生活又は社会生活の制限を L と置き, L , S を x の関数として単純化し, $L(x) = x + S(x)$ と置くと, 医療は x をゼロに近づける作用, 合理的配慮は $S(x)$ をゼロに近づける作用と考えることができる。したがって, 合理的配慮を R と置くと, 制約 L は, $L(x, R) = x + S(x, R)$ と考えることができる。また定義に照らし合わせれば, $S(x, R)$ は $R=0$ で最大値をとり, 最適な R において極小値をとるような関数であることが想定される。合理的配慮 R の選択肢が限られている場合は, R の値域が限られることになり, $S(x, R)$ も極小値に達しない可能性が高くなる。

合理的配慮 R は, 政府の基本方針の定義に照らしあわせれば, 必要性 n , 合理性 r , 実施障壁 b の関数 $R(n, r, b)$ と考えることができる。 $R(n, r, b)$ は, $R(0, 0, b) = 0$ であり, また b がある閾値(過重な負担)を超えるとゼロになる関数である。

合理的配慮のコモディティ化は, 実施障壁 b を極小化することで, $R(n, r, b)$ の取り得る値域を広げる作業に相当し, 必要性 n , 合理性 r , に対しては増大させる。また逆に, 必要性 n , 合理性 r , 実施障壁 b が閾値に達すると, 合理的配慮のコモディティ化は, 自発的に進むものと考えられる。

Ⅲ. 大学における合理的配慮需要の動向

ここでは、大学における障害学生に対する合理的配慮の需要の最近の動向について、最近5年間の実態調査及び広島大学における支援申請状況・授業配慮の推移を概観して整理する。

図1は、実態調査⁴⁾を基に、全国の大学における支援障害学生の在籍数の推移を、本稿著者が学生一人当たり換算して集計したものである。実態調査における支援障害学生数の推移は、合理的配慮需要の動向を定量的には再現していない可能性が高いが、定性的には反映しているものと考えられる。

学生1万人当たりの支援障害学生数(全国)

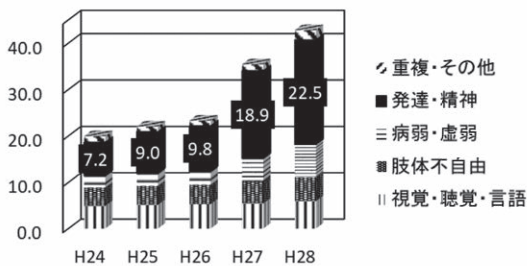


図1 大学における障害別支援障害学生の推移 (学生一人あたり)

支援障害学生の推移における顕著な傾向は、発達障害・精神障害及び病弱・虚弱による支援需要の急増傾向である。棒グラフ中の数値は、発達障害・精神障害の支援障害学生数(平成28年度:22.5人)を示している。平成27年度の急増の要因には実態調査で、具体的な疾患名(気分障害、食物アレルギー等)が新たに例示された影響が大きいものと考えられるが、増加傾向は今後も続くものと考えられる。

図2は、広島大学に支援障害学生の在籍数の推移を、本稿著者が学生一人当たり換算して集計したものである。

広島大学においても平成27年度以降の支援障害学生数の増加が顕著にみられるが、平成27年度か

学生1万人当たりの支援障害学生数(広島大学)

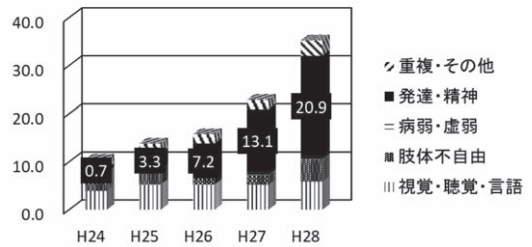


図2 広島大学における障害別支援障害学生の推移 (学生一人あたり)

ら平成28年度にかけての増加がより顕著である。広島大学の場合、発達障害・精神障害の増加傾向は顕著であるが、病弱・虚弱に関する支援申請は未だ稀である。肢体不自由、視覚障害・聴覚障害・言語障害に関しては、単調な増減傾向はなく、各障害種の揺らぎは少なくないが、各障害の合計は一人当たり10名程度で推移している。

図3は、広島大学において、配慮願いを送付した学生数(以下、送付学生数)と対象となる授業数(以下、送付授業数)の学期毎の推移を示したものである。

配慮願い送付学生数・授業数

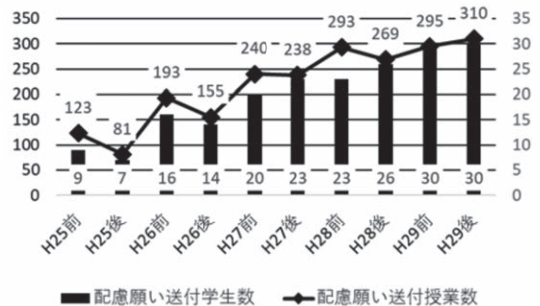


図3 配慮願い送付学生数・授業数の推移

送付授業数は、平成26年度から顕著な増加を見せており、平成29年度前期の送付授業数は、平成25年度前期の2.2倍、平成29年度後期(平成29年12月時点での)の送付授業数は平成25年度後期の

3.8倍に膨れ上がっている。平成26年度までは、前期に比較して後期は、送付授業数・送付学生数ともに減少する傾向があったが、平成27年度から送付学生数が後期に増加する傾向に転じており、平成29年度は送付授業数も後期の方が増加している。このような変化は、学期途中で支援申請するケースが増加していることを意味している。

平成29年度現在広島大学において支援申請に至るタイミングは大きく分けると4つある。①1つ目は入学移行期であり、入学後の環境適応の問題もあり配慮願いを送付する授業数は自ずと多めになる傾向がある。②2つ目は復学移行期であり夏季休暇・春季休暇中の支援申請が多くなる。入院や治療のための休学が明けるタイミングであり、環境適応の不安から送付授業数は多くなる傾向がある。③3つ目は卒業移行期であり、受講する授業数は少なくなるため配慮願い送付授業数は少ないが、研究室配属や就職活動などの環境変化に加えて、卒業要件となる必須科目が問題となるケース等がある。④4つ目は不定期に生じる問題顕在化時期であり、在学中の怪我や体調の悪化、問題行動の顕在化、教育実習等の学外実習への参加等を機会として申請するケースがある。従来、支援申請のタイミングは①の入学移行期のタイミングがほとんどで、稀に④の問題顕在化時期の支援申請がある程度であったが、近年は、②復学移行期③卒業移行期④問題顕在化時期の割合が増えてきていることを反映して、後期に送付学生数が増える傾向にある。例えば平成29年度の新規申請学生(12月現在)の内、一年生の支援申請は32%であり、入学移行期の支援申請は16%とさらに低水準であった。申請時期も前期の支援申請は44%、後期の支援申請は56%と学期途中からの申請が多く、配慮送付授業数も平成29年度は前期を後期が逆転している。

広島大学におけるこのような動向は、これまで潜在していた発達障害・精神障害に係る合理的配慮の先行事例が「配慮願い」の送付や学内連携により、「関係教職員に認知されるようになったこと」の影響が大きいものと考えられる。当該学生の所属部局の学生支援窓口やチューター・指導教

員から「○○疾患があり、××で困っている学生がいるのですが、合理的配慮の対象になるだろうか?」といった問い合わせがあり、支援の申請に至るケースも増えている。

ここで仮に、修学上の社会的障壁 $S(x, R)$ には、特徴的な値 S_T があり、個別の学生の制約が $S(x, R) > S_T$ となったところで支援申請に至るものと考え、申請数が少なく学生本人や関係教職員の「合理的配慮に関する情報に接触する機会(以下、情報機会)」が十分ではない段階では、 S_T が適正に機能していない可能性が高い。逆に情報機会が増加すると S_T が適正に機能し始め、潜在的な需要の表出が増加し、支援申請数も増大する。

広島大学においては、病弱・虚弱による支援申請は未だ増大傾向を示していないが、発達障害・精神障害と同様のメカニズムで情報機会が増加し、急速に全国的な水準に増大する可能性がある。

IV. 大学における合理的配慮の潜在的需要

ここでは、平成28年度の実態調査のデータ及び広島大学における合理的配慮の例を用いて、大学における合理的配慮の潜在的需要を推定する。

表1は、広島大学で前例がある受講上の配慮内容と検討されたことがある対象障害種(●印)をまとめたものである。表1中のSLDは限局性学習症、ADHDは注意欠如・多動症、ASDは自閉スペクトラム症の略号であり、重複は横軸「盲」～「病弱・虚弱」の障害のうち2種類以上の重複である。

表1では、授業担当教員等の関係教職員が行っている配慮内容を「配慮」、関係教職員が行う特別な調整内容を「調整」、負担及び技術的な問題から関係教職員以外の支援者が行っている配慮内容を「支援」と分類している。「支援」に分類される内容は、実施障壁 b が大きな配慮であり、環境や状況によっては閾値を超えて $R(n, r, b) = 0$ となりやすい内容である。

履修相談は一般の学生に対しても実施されているが、表1にあるものは障害特性を踏まえた履修相談である。重要事項の文書伝達には、電子掲示板への掲示、文書の配布、板書等が含まれる。コ

表1 受講上の配慮内容と対象障害種

分類	配慮内容例	盲	弱視	聾	難聴	言語	上肢障害	下肢障害	上下肢障害	他の機能障害	病弱・虚弱	重複	SLD	ADHD	ASD	発達障害の重複	精神障害
配慮	履修相談	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	重要事項の文書伝達	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	コミュニケーション配慮	●	●	●	●	●								●	●	●	●
	読み書き配慮	●	●				●						●	●	●	●	
	作業配慮	●	●	●	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
調整	座席配慮	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
	授業中の許可・許諾	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
	入退室配慮	●					●	●	●			●					●
	グループワークの調整	●		●							●					●	●
	口頭発表・発言の調整															●	●
支援	遅刻・欠席配慮						●	●	●	●	●						●
	助言者・補助者	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
	代筆者	●			●		●		●				●				
	通訳者			●	●						●						
	介助者	●	●				●	●	●			●					
教材加工者	●	●	●	●		●		●				●					

コミュニケーション配慮には、抽象的な内容の具体的な表現への置き換え、ゆっくり話すこと、筆談等が含まれる。授業中の許可・許諾には、録音、服薬、姿勢、支援機器の使用等の許可・許諾が含まれる。入退室配慮には、入退室に要する時間や授業中の入退室への配慮が含まれる。グループワークの調整及び口頭発表・発言の調整には、参加方法の調整や代替措置等が含まれる。遅刻・欠席配慮は遅刻・欠席の可能性を考慮して授業計画や配布資料の調整を行うこと等が含まれる。

助言者は、学生生活や学習や履修手続き等の助言を行う者で、例えば広島大学には、主に当該障害学生が在籍する学部・研究科の先輩にあたる大学院生を助言者として雇用する学生チューター（アクセシビリティ・チューター）制度⁵⁾がある。補助者は実験科目等において、障害学生の作業の補助を行う者で、広島大学では、TA（Teaching Assistant）、アクセシビリティリーダー資格を取得した学生支援者（アクセシビリティ・インター

ン、アクセシビリティ・サポーター）等が補助を行っている^{5) 6)}。通訳者には、パソコン要約筆記等を行う筆記通訳者や手話通訳者が含まれる。広島大学では、授業中の筆記通訳者は学生支援者がこれを担っているが、手話通訳者が必要なケースでは、学生の手話通訳者育成の困難さから外部委託となる可能性が高い。介助者には、ガイドヘルパー等が含まれる。広島大学では、学内のガイドヘルプの大部分を学生支援者・学生チューターが担っているが、軽微な内容であれば当該教職員が対応することもある。

表1から「履修相談」「重要事項の文書伝達」は全障害種が対象となっており、「授業中の許可・許諾」「助言者・補助者」についても、ほとんどの障害種が対象となっていることが分かる。一方で「口頭発表・発言の調整」や「通訳者」は対象障害種がかなり限定されている。

図4は、表1に示した配慮内容の対応障害種から試算した大学生1万人あたりの合理的配慮の潜

在的需要である。

図4の試算は、平成28年度の実態調査のデータを基に、表1の学生1万人あたりの各障害種の障害学生の在籍数 N_i (i は各障害種のID) を算出し、これに各配慮内容の検討の有無 σ_i (表1で●印がある場合 $\sigma_i=1$, 無い場合 $\sigma_i=0$) をかけて、すなわち $N_i \times \sigma_i$ について、表1の全障害種に対して総和をとったものである。例えば、通訳者については1万人当たり10.1名程度、重要事項の文書伝達については74.3名程度の潜在的需要があるという試算結果になる。

図4では上から「支援」「調整」「配慮」の順に棒グラフのパターンを変えてある。「支援」カテゴリでは、助言者・補助者の需要が突出して多いが、他は学生1万人あたり10人前後と低水準である。「支援」カテゴリと比較して「調整」「配慮」カテゴリの需要はおおむね大きい

図4の試算では、「履修相談」「重要事項の文書伝達」「授業中の許可・許諾」「座席配慮」「グループワークの調整」「遅刻・欠席配慮」の順に潜在的配慮需要が多くなっている。また「口頭発表・発言の調整」は、対象障害種は限定的であるが、対象障害種の障害学生の在籍数が多いため、潜在的配慮需要も多くなっている。

表2は、図4と同様の方法で試算した平成24年度の潜在的配慮需要を1としたときの、平成28年度の増加率を「支援」「調整」「配慮」のそれぞれについてまとめたものである。

平成24年から平成28年の5年間で増加率が最も高い配慮内容は「グループワークの調整」となっており、総じて「調整」「配慮」カテゴリの増加が顕著であることが分かる。このような傾向は、本稿の著者を含む支援現場の実感とも合致している。

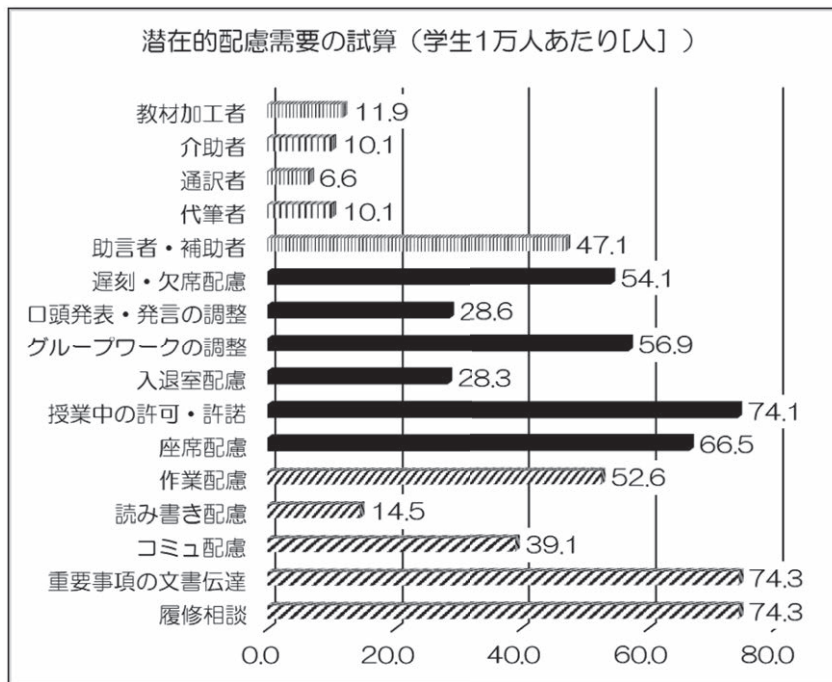


図4 学生1万人あたりの配慮・調整・支援の潜在的需要の試算

表2 学生1万人あたりの配慮・調整・支援の潜在的需要の増加率の試算

領域	増加率 (H28 / H24) 倍			最大値の配慮内容
	平均値	最小値	最大値	
支援	1.36	1.15	1.94	助言者・補助者
調整	2.56	2.07	2.96	グループワークの調整
配慮	2.15	1.83	2.29	コミュニケーション配慮

V. 大学における合理的配慮のコモディティ化の可能性

ここでは、現在大学で実施されている「パソコン要約筆記」と近年潜在的需要が顕著に増加している「助言者・補助者」「グループワークの調整」「コミュニケーション配慮」を例として取り上げ、合理的配慮のコモディティ化の可能性について考える。

「パソコン要約筆記」においては、配慮を実施する人材に関する技術的コスト・物理的コスト・時間的コストが実施障壁 b の因子として含まれる。現在実施されている「パソコン要約筆記」は技術的コストが高く、一般には技能の修得にかなりの訓練を要する。例えば、広島大学では「障害学生支援ボランティア実習 A,B」を教養教育の授業として開講し、支援者の育成を行っているが、学内で実際に「パソコン要約筆記」を行っている学生の水準に到達する学生は受講生の半数に満たない。また実際の授業にパソコン要約筆記者を手配するためには、教室までの移動と当該授業時間の対応が可能なパソコン要約筆記者を確保する必要がある。

「パソコン要約筆記」に代表される通訳者に対する潜在的需要の問題は、1万人あたりで6.6人というマイノリティ需要であることから、個別の大学にとっては低水準で安定した需要ではなく、突然需要が増大する需要揺らぎの影響が（教材加工者需要や介助者需要も同様である。）対応困難な水準で起こりうる点にある。多くの大学で、聴覚障害がある学生に対する情報保障としてパソコンを用いた要約筆記が行われているが、個別の大学にとって大きく揺らぐ支援需要に対して大学の

授業に対応できるパソコン要約筆記者を十分確保し維持することは容易ではなく、現状では合理的配慮 $R(n, r, b)$ における実施障壁 b が閾値を超えて実施できないケースも少なくないものと考えられる。

したがって、合理的配慮 $R(n, r, b)$ のコモディティ化を行い、需要揺らぎにより、合理的配慮 $R(n, r, b)$ における実施障壁 b が閾値を超えないための対策が必要であろう。パソコン要約筆記の場合、実施障壁 b を増大させる要因には、人材に関する技術的コスト・物理的コスト・時間的コストがあった。パソコン要約筆記に関わるコモディティ化の方策としては①音声認識技術の活用による要約筆記技術のコモディティ化②教職員の人材育成③インターネットを介した遠隔要約筆記システムの整備④他大学とのリソース・シェアリング⁸⁾等が考えられる。①が可能になれば、支援者育成に係る時間的コスト・技術的コストを大幅に縮小することが可能になる。②を行うことで、学生支援者による対応が難しい内容・場面や新年度に入り新たな学生支援者が育つまでのタイムラグを埋めることができ、かつ長期にわたって技術水準の維持が可能になる③が可能になれば、移動コストや時間的制約が緩和される。④が可能になれば、需要揺らぎの影響を最小限にとどめることが出来る。といった効果があり実施障壁 b は大幅に軽減する可能性が高く、配慮の合理性 r を高める効果及び支援の質的向上の効果も期待できる。

次に、発達障害・精神障害のある支援障害学生の急増を背景として、近年顕著に増加している、「助言者・補助者」「グループワークの調整」「コミュニケーション配慮」のコモディティ化について

て考える。図4の試算から学生一人あたりの潜在的需要は「助言者・補助者」は47.1人、「グループワークの調整」は56.9人、「コミュニケーション配慮」は39.1人であり、通訳者に対する需要に比べて高い水準に達している。配慮需要 n が一定水準を超えると、特別な配慮であった内容が一般化され、自発的に配慮のコモディティ化が促進されるものと考えられる。発達障害・精神障害に関する潜在的需要は、自発的に配慮のコモディティ化が促進される水準に近付きつつあるものと考えられるが、自発的に配慮のコモディティ化が進まない段階においては強制的にコモディティ化を推し進める必要がある。

「助言者・補助者」は関係教職員以外の人材が実施する合理的配慮で、「グループワークの調整」「コミュニケーション配慮」は、当該関係教職員が実施する合理的配慮である。これらの配慮を実施する人材には、パソコン要約筆記のように「時間的コストをかけた訓練を要する配慮技能」は求められないが、これらの合理的配慮 $R(n, r, b)$ は人物を限定するため、技量が高い人物が補助・代替することが困難であれば、実施障壁 b を縮小するためには、実施する人物の技能への依存度を下げる必要がある。

合理的配慮 $R(n, r, b)$ の内容からコモディティ化可能な内容 $R_0(n, r, b)$ を抽出し、 $R(n, r, b) = R_0(n, r, b) + R_1(n, r, b)$ と仮に置くと、 $R_0(n, r, b)$ は実施する人物の技能に依存しない内容となる。「グループワークの調整」「コミュニケーション配慮」におけるコモディティ化の方策としては、①配慮を実施する人物の技能に依存しない配慮内容の抽出と一般化②構成員（教職員・一般学生）の技量のベースアップ③コミュニケーションツールとしてのICTの導入④高い技能を有する人物が配慮を代替できる制度の整備、が考えられる。①は $R_0(n, r, b)$ を抽出する作業、②③は $R_0(n, r, b)$ を拡張し $R_1(n, r, b)$ を縮小させる作業になり、③④は $R_1(n, r, b)$ を代替可能とすることで実施障壁 b の縮小させる作業になる。具体的には例えば③の方策として e-learning システムの積極的活用④の方策として、授業の振替制度の拡充や広島大

学で実施されている学生チューター制度の設置等が考えられる。①④については、配慮ニーズ n が一定水準に達したところで自発的にコモディティ化が進むものと考えられるが、②③に関しては戦略的にコモディティ化を進める必要がある。

VI. まとめ

本稿では、Ⅱで政府の基本方針に基づく、合理的配慮の定式化を行うとともにコモディティ化を定義し、Ⅲで実態調査及び広島大学における支援障害学生数の最近5年間（平成24年度～平成28年度）の推移を概観し、広島大学における配慮願い送付学生・授業数の最近5年間（平成25年度～平成29年度）の推移から、支援障害学生数の増加メカニズムについて定性的な議論を行った。またⅣでは、広島大学で検討事例がある合理的配慮の内容と平成28年度の実態調査による障害学生在籍数の結果から潜在的配慮需要の試算を行い、配慮内容別の増加傾向をまとめ、Ⅴでは、合理的配慮としての「パソコン要約筆記」「助言者・補助者」「グループワークの調整」「コミュニケーション配慮」のコモディティ化の可能性について言及した。

本稿では定性的な議論を行うために、合理的配慮の定式化と潜在的配慮需要の試算を試みた。定性的には、障害特性及び配慮内容に応じて、閾値のようなものが存在し、これが合理的配慮の境界線を決めているものと考えられる。また合理的配慮需要の増加においても、おそらく支援障害学生数に依存する閾値のようなものが存在し、この閾値を超えると支援障害学生が急増する傾向があるものと考えられる。本稿で言及したように合理的配慮のコモディティ化は、定性的には、合理的配慮の実施障壁を軽減するだけでなく、質的向上にも資するものと考えられるが、その成果について定量的に評価することも必要である。本稿で試みたような定式化を拡張し、定量的な議論を可能とする定式化も可能であろうと考えられる（機会損失を評価する等）が、今後の課題である。

文 献

- 1) 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html> (2018年1月5日確認)
- 2) 独立行政法人日本学生支援機構：大学，短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書，2016.
- 3) 上野俊行：障害の社会モデルの定式化による試み—発展途上国に向けたバリアフリー化. 障害学会第13回大会（東京家政大学）報告要旨，2016. http://www.jsds.org/jsds2016/jsds13_presentation/jsds13_presentation03_04.html (2018年1月5日確認) ※ 本稿での定式化は上野の提案とは関数構造が異なる。
- 4) 独立行政法人日本学生支援機構：大学，短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書，2012, 2013, 2014, 2015, 2016
- 5) 山本幹雄，岡田菜穂子，山崎恵理，他：大学におけるアクセシビリティ支援者の育成と人材活用：広島大学の事例から. 総合保健科学，30：76-82, 2014.
- 6) 岡田菜穂子，山本幹雄，山崎恵里，他：大学における「アクセシビリティ支援者」の派遣とその課題—広島大学の事例より—. 総合保健科学，30：83-91, 2014.
- 7) 山本幹雄，岡田菜穂子，佐野（藤田）真理子，他：大学におけるアクセシビリティ支援のための実習受講者の動向. 総合保健科学，28：61-69, 2012.
- 8) 山本幹雄，岡田菜穂子，坂本晶子，他：高等教育における合理的配慮のためのリソース・シェアリングに関する考察. 総合保健科学，32：31-40, 2016.